



2023年度実施制度

【財団助成金】中小企業等能力開発助成金について



現代産業界において、急速に進む経済構造の変化、IT化への移行を背景に、企業に従事する労働者にとっても、常に先進の営業技能、事業方法、並びに広報技能を身につけなければ、生き残ることは不可能な時代に突入しています。しかしながら、先進の事業、業務、営業体制の整備、構築、そしてこれらの体制に的確に対応できる高度な人材を育成するためには、職業訓練が不可欠ですが、その費用負担の軽減のための支援施策が企業にとって活用しやすい制度でなければ、職業訓練への取組は振興されないことは必然です。連合財団は、公的助成制度の枠外にある、「企業のニーズに合致する自由な研修振興、自由な研修開講」と「申請手続」の負担を除去し、且つ、年次毎に改定されることのない、持続的、恒久的な助成金制度を創設することで、訓練への企業の取組を安定的に継続できるよう支援する活動を行い、もって、日本経済及び地域社会の発展に資することを目的として、**中小企業等能力開発助成金（財団助成金）**を主宰しています。

自由な研修開講を実施できる「財団助成金制度」活用メリット

1 煩わしい事前申請手続、支給申請手続きなく、研修開催できます。

2 「開講日程規制」がなく、受講したい日に、直ちに開催できます。

3 研修カリキュラムは、企業の意に沿う実益に即して自由に企画、開催できます。



* 公的制度選択の場合、当局の厳重な監理下で研修を開講する義務が生じますので、予めご留意ください。

対象とする研修等及び助成率（2023年度実施制度）

区分	指定課程	助成率（%）	要件	定義
集合型訓練 助成金	自由課程	30 (上限 5万)	①時間自由 ②受講料 20万上限	各種説明会、システム説明会等の受講企業、加盟店に対する研修機関、FC本部(以下本部等)の自由な集合型研修
	定期課程	40 (上限 5万)	①時間自由 ②受講料 10万上限	本部等が、定期に受講企業を指定の会場に参集させ、営業、技術、経営、IT、CAD等の技能を高度化するための定期に開講する集合型研修
実務指導型訓練 助成金	短期課程	10	①時間自由 ②員数 5名以上	本部等が、スーパーバイジング、訪問指導等の形式で、受講企業の事業所へ出向して実施する個別型研修（*） (社員のほか、社長、取締役等の幹部も対象となります)
	長期課程	20	①10時間以上 ②員数 5名以上	本部等が、スーパーバイジング、訪問指導等の形式で、10時間以上の講義を、受講企業の事業所へ出向して実施する個別型研修（*） (社員のほか、社長、取締役等の幹部も対象となります)
団体実施型訓練 助成金	普通課程	20 (上限 7万)	①時間自由 ②員数 5名以上	本部等が、監理団体より研修要件の職能法適合性の指導を受け、受講企業の事業所にて若年者、新規採用社員等へ基礎的素養を教授するための個別型研修（*）
	専門課程	30 (上限 7万)	①10時間以上 ②員数 5名以上	本部等が、監理団体より研修要件の職能法適合性の指導を受け、受講企業の事業所にて、中堅、熟練社員等へ、高度に、専門的な技能を承継するための個別型研修（*）

* 1社5名以下の受講生を対象とする場合、複数受講企業を対象に、指定会場への集合型開催も可能とします。

* 公的制度選択の場合、当局の厳重な監理下で研修を開講する義務が生じますので、予めご留意ください。

対象となる研修機関及び受講生

区分	要覧
承認研修機関（一号）教授会員	監理団体に所属する教授会員で、職能分野において、熟練した技能を有すると承認を受けたもの。
承認研修機関（二号）機関会員	監理団体に所属する教授会員からの推薦により、職能分野において熟練した技能を有すると承認を受けたもの。
対象となる受講生	監理団体の組合員の社員（雇用形態問いません）のほか、取締役等の経営者も対象とします。（特例措置を講じる場合もあります。）

模範訓練事例

JMAF 財団は、「公的制度の枠外」にある、優秀なコンサルタント系研修事業者、FC 本部の研修開催をバックアップしています。



Case
1

WEB サイト、動画制作による集客機能の強化、及び各種 CAD 技能強化のための、実務指導型訓練の開催

Case
2

経営幹部、管理職社員等のリーダーシップを強化するための日常の業務の付随した実務指導型訓練の開催（会議見直し、業務改善、業績改善等の一般コンサル含む）

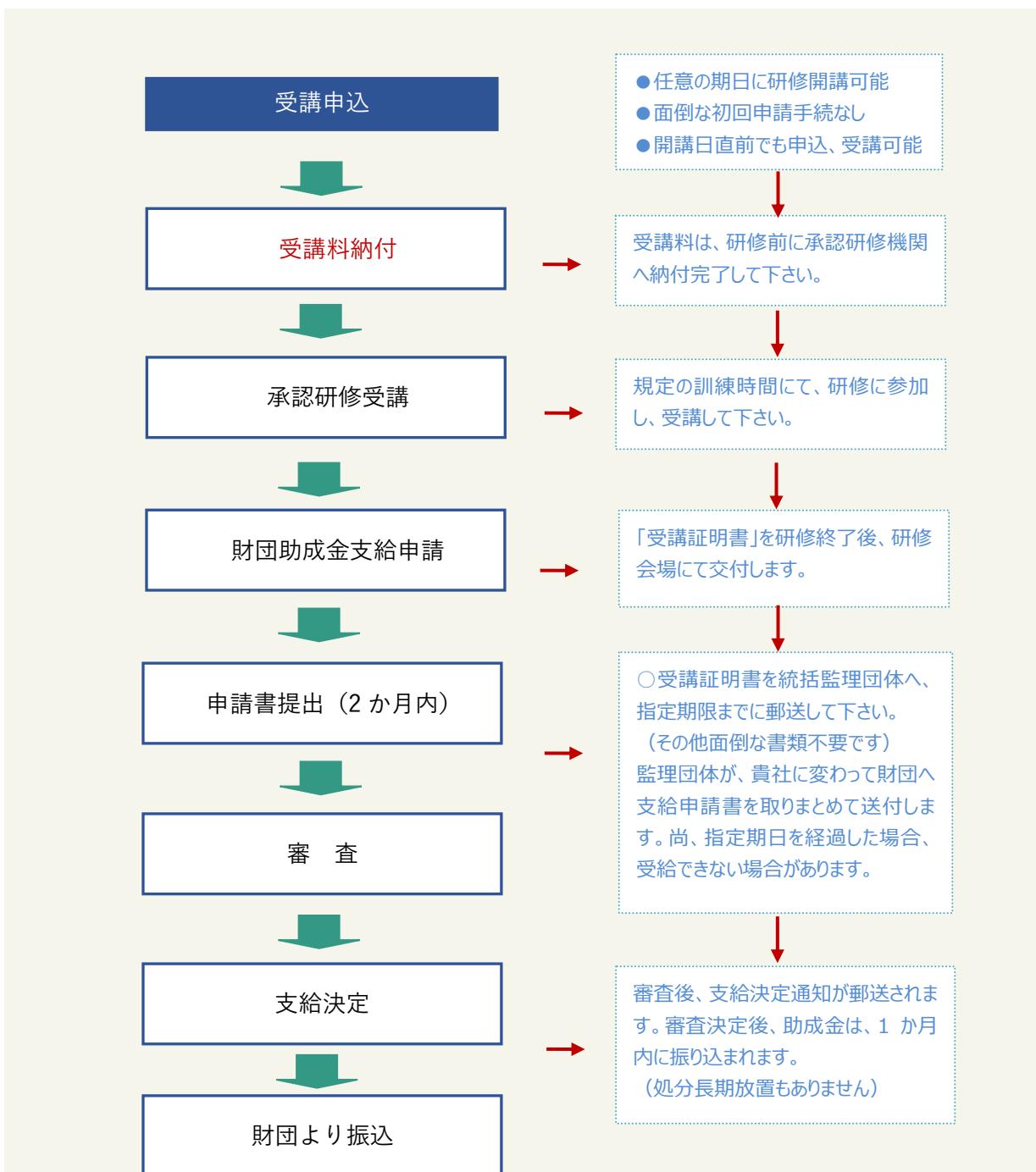
Case
3

FC 本部における加盟店向け加入時の初期導入研修、フォローアップ研修の開催

* 公的制度選択の場合、当局の厳重な監理下で研修を開講する義務が生じますので、予めご留意ください。

財団助成金制度利用手順要覧

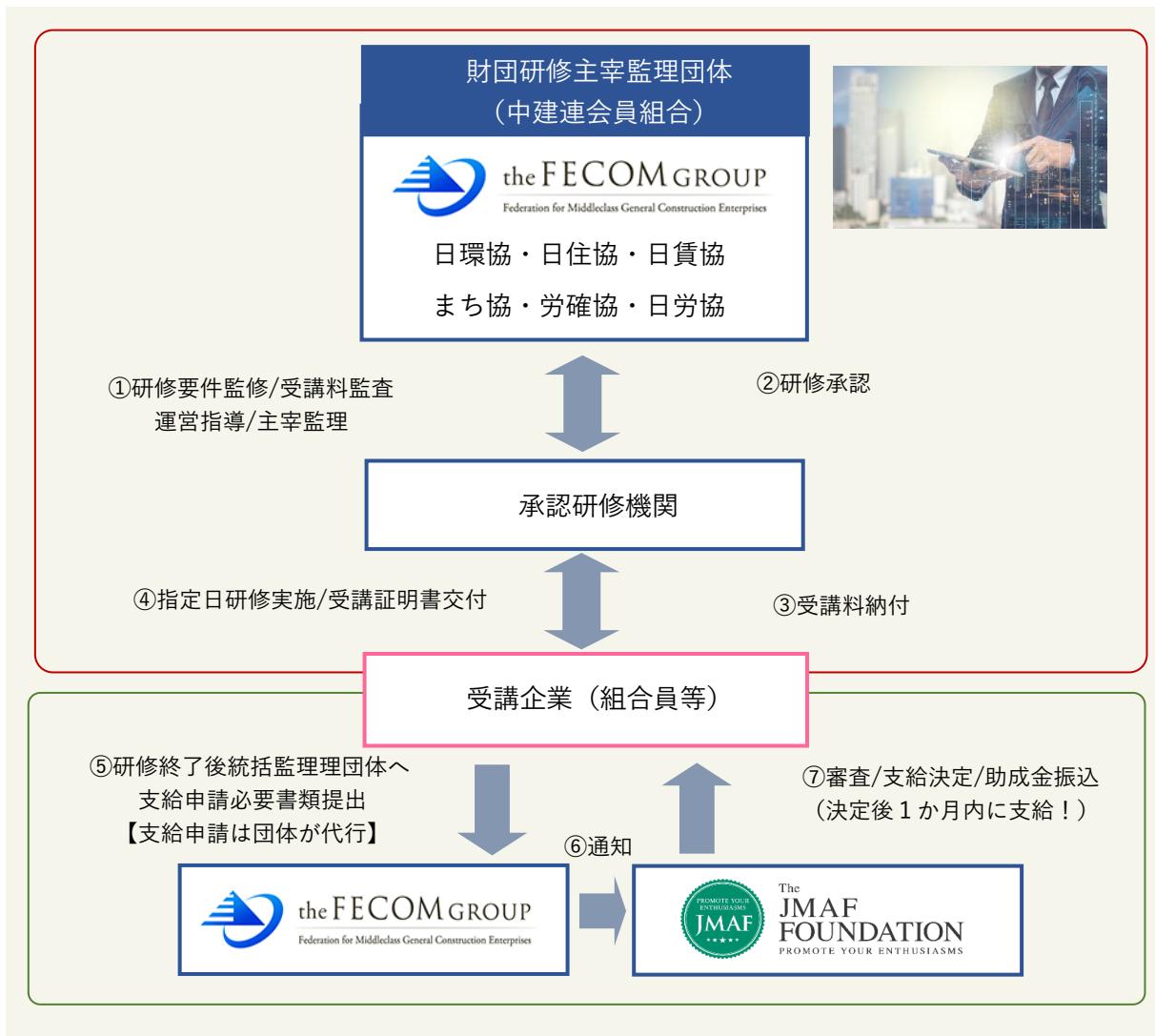
JMAF 財団助成金制度は、面倒な申請手続きがなく、簡単な受講申込をするだけで、ご利用できるよう整備しております。



* 公的制度選択の場合、当局の厳重な監理下で研修を開講する義務が生じますので、予めご留意ください。

財団助成金を活用した研修主宰監理について

職業訓練企画、人材育成指導分野における職能専門団体である認定組合等が、訓練要件、開講作法を監修することで、開講及び受給手続きの適正性を保障し、面倒な申請手続きが不要となり、受講企業のスムーズな研修実施を支援します。



活用事例（団体実施型訓練受講時例）

Case
1

■受講料 250,000 円/名
(5 名参加 (合計 125 万))
【団体実施型訓練：普通課程】
助成率 20% (上限 7 万/名)

■助成金見込 (長期放置なし)
 $250,000 \text{ 円} \times 20\% = 50,000 \text{ 円}$
助成金額 250,000 円 5 名
*代理申請事務費 5,000 円
見込支給額 245,000 円

*別途制度利用賦課金(20,000/社)を課します。

面倒な申請手続きがなく、
スムーズな研修受講と支給申請を実施できます！

*公的制度選択の場合、当局の厳重な監理下で研修を開講する義務が生じますので、予めご留意ください。

財団助成金受給資格要件

この助成金は、一般財団法人全国中小企業等協同組合連合財団を組織する監理団体の共済委託事業により行われます。支給対象者は、原則として監理団体の組合員であることが必要です。(特例措置を講じる場合もあります。) 詳細は承認研修機関より教示を受けてください)

1. 団体代理申請制度利用賦課金（共通）（公的制度利用要件に準じます）

財団助成金の支給申請は、不正受給等を防止するため、受講企業に変わり、統括監理団体が代行して連合財団に対して申請します。対象承認研修の助成金受給額に関する下表の基準により、代理申請制度利用賦課金及び制度利用賦課金をご納付下さい。

(＊支給助成金額より控除することでの納付となりますので、直接納付は不要です。)

コース区分	指定課程	助成率 (%)	制度利用賦課金	代理申請事務費	納付方法
集合型 訓練助成金	自由課程	30 (上限 5万)	20,000/社	5,000	* 支給額より控除することでの納付となり、直接負担はありません。
	定期課程 【時間自由】	40 (上限 5万)	20,000/社	5,000	
実務指導型 訓練助成金	短期課程 【時間自由】	10	20,000/社	5,000	* 支給額より控除することでの納付となり、直接負担はありません。
	長期課程 【2日/10時間以上】	20	30,000/社	5,000	
団体実施型 訓練助成金	普通課程 【時間自由】	20 (上限 7万)	30,000/社	5,000	* 支給額より控除することでの納付となり、直接負担はありません。
	専門課程 【2日/10時間以上】	30 (上限 7万)	50,000/社	5,000	

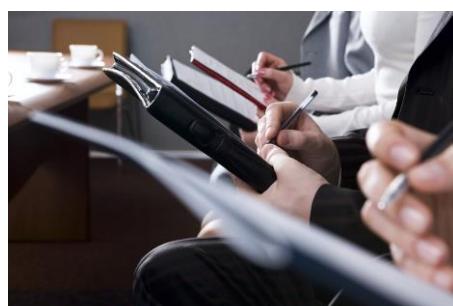
(1) 受講料は、研修機関の信用属性により監理団体が代行徴収する場合もあります。

(2) 団体共同事業特例

受講企業の負担する「制度利用賦課金、代理申請事務費」等は、高度な訓練として団体共同事業として開催される場合、特例措置が適用されます。詳細は、承認研修機関へお問合せ下さい。

*訓練終了後、会場で配布する受講証明書、振込口座申請書を指定する期限までに監理団体へ郵送下さい。

(申請期限を経過すると受給できない場合があります)



* 公的制度選択の場合、当局の厳重な監理下で研修を開講する義務が生じますので、予めご留意ください。



JMAF 財団は、複雑面倒な公的制度の欠陥を補う、
自由な時間、日程、カリキュラムでの研修受講、
開催を希望する研修機関、受講企業の人材育成へ
の取組を支援しています。

自由闊達な実務型研修は、公的制度では対応できません。

企業の人材育成教育には、多額の費用を要し、育成費用の軽減を図れる助成制度は使いやすいものでなければ、人材育成への取組は助長されません！JMAF 財団は、FECOM GROUP と連携し、これまで公的助成金制度を活用した研修機関及び受講企業の支援を行ってきましたが、この度、「公的制度」の枠外にある自由コンテンツ、自由時間にて研修を開講するコンサルタント、FC 本部等の研修を受講希望する企業を支援するため、民間助成金制度を創出しております。財団制度は面倒な申請手続きがなく、簡単な受講申込をするだけで活用できるよう整備されておりますので、お気軽にご相談ください。



● 2023 年度実施制度は、JMAF 財団の公式サイトで確認下さい。

* 公的制度選択の場合、当局の厳重な監理下で研修を開講する義務が生じますので、予めご留意ください。